

○ 茨城県立医療大学大学院研究科運営会議設置要項

〔平成13年3月22日
第3回研究科委員会〕

改正 平成21年 5月18日

改正 平成22年 3月17日

改正 平成25年12月18日

(設置)

第1条 大学院の運営に必要な事項を処理するため、保健医療科学研究科に研究科運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 研究科長
- (5) 各専攻を代表する研究科委員会の構成員
- (6) 人間科学センター及び医科学センターを代表する研究科委員会の構成員
- (7) 学生部長
- (8) 附属図書館長
- (9) 附属病院長
- (10) その他研究科長が必要と認める者

(所掌事項)

第3条 運営会議は、研究科委員会の議題を協議するほか、研究科委員会で審議された事項を処理する。

(会議)

第4条 運営会議は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 運営会議の構成員に事故あるときは、その代理の者を運営会議に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 運営会議は、必要があると認めるときは、専門部会を置いて、研究科委員会の議題を協議させ、研究科委員会で審議された事項を処理させることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(実施細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、この事項の施行に関し必要な事項は研究科長が別に定める。

付則

この要項は、平成13年4月18日から施行する。

付則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成26年1月1日から施行する。